

○総務省告示第七十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十八条の三の規定に基づき、昭和三十四年郵政省告示第八百五十一号（無線設備規則の規定により、高周波利用設備の高周波出力の測定及び算出方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十五日

総務大臣 山本 早苗

二の2に次のように加える。

(三) 電界又は磁界を使用して電力の伝送を行うものについては、送電側の出力端又は当該設備の入力端において測定した電圧と電流との積により算出する。